

審 査 報 告 書

【大和市柳橋ふれあいプラザ】

令和7年10月

つきみ野1号公園等の指定管理者選定委員会

大和市柳橋ふれあいプラザの指定管理者（以下「指定管理者」という。）候補の選定にあたり、つきみ野1号公園等の指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、応募団体から提出された応募書類の審査及び面接審査を実施しました。

この度、選定委員会による審査を終了し、指定管理者候補を選定しましたので、報告します。

1. 募集を行った施設の概要

(1) 名 称	大和市柳橋ふれあいプラザ
(2) 所 在 地	大和市草柳三丁目12番地1
(3) 開 館 時 期	平成6年4月開館
(4) 建物の概要	・ 建築面積 1,319.64㎡（管理棟全体） ・ 延床面積 1,199.86㎡（管理棟2階プラザ施設部分） ・ 施設内容 - ロビー兼ギャラリー 92.43㎡ - 第1集会室（120名） 189.48㎡ （ビデオプロジェクター、放送器具） - 第2集会室（30名） 73.32㎡ - 会議室（15名） 32.98㎡ - トレーニング室 105.49㎡ - 調理実習室 19.73㎡ - 娯楽室（50名） 135.53㎡ - 岩風呂（20名） 40.50㎡ - 檜風呂（20名） 48.02㎡ （サウナ付） - 談話室（囲碁、将棋） 14.61㎡ - 展示コーナー 43.93㎡

2. 選定委員会委員

会 長	古市 謙二	（スポーツ行政について知識経験を有する者）
職務代理	登 英夫	（市長が必要と認める者）
委 員	篠原 才司	（環境行政について知識経験を有する者）
委 員	村川 雅基	（公募市民）
委 員	飯村 夏鈴	（公募市民）
委 員	浅野 真輝	（大和市環境共生部参事兼環境総務課長）
委 員	玉田 結城	（大和市環境共生部みどり公園課長）
委 員	中村 大介	（大和市環境共生部参事兼施設課長）
委 員	福士 忠生	（大和市健幸スポーツ部スポーツ×ライフ課長）

3. 選定委員会の開催日及び審議内容

- (1) 第1回選定委員会 : 令和7年 7月 2日（水）
（募集要項及び選定基準等の確認）
- (2) 第2回選定委員会 : 令和7年 7月15日（火）
（募集要項及び選定基準等の決定）
- (3) 第3回選定委員会 : 令和7年10月 8日（水）
（応募団体による企画提案説明、審査及び候補者の選定）

4. 指定管理者候補選定までの経過について

- (1) 募集要項発表：令和7年 7月24日（木）
- (2) 募集要項等配布期間：令和7年 7月24日（木）～8月22日（金）
- (3) 説明会：令和7年 7月31日（木）
- (4) 質問事項の受付期間：令和7年 8月 4日（月）～8月7日（木）
- (5) 質問の回答期日：令和7年 8月27日（水）
- (6) 応募書類受付期間：令和7年 7月25日（金）～9月12日（金）
- (7) 募集締切り：令和7年 9月12日（金）午後4時45分
- (8) 書類審査の結果及び面接審査の案内：令和7年 9月26日（金）
- (9) 面接審査：令和7年10月 8日（水）

5. 応募があった団体

- (1) シンコースポーツ株式会社
- (2) 株式会社ギオン

6. 指定管理者候補の選定方法

大和市柳橋ふれあいプラザを所管する大和市環境共生部環境管理センター施設課及び指定管理者候補の選定に係る事務を所管する同部環境総務課による書類審査の結果、すべての応募団体が欠格事項に該当しないことを確認し、選定委員会では提出書類及び応募団体による公開での企画提案説明を基に審査を行い、指定管理者候補を選定しました。

選定は、添付資料1「つきみ野1号公園等の指定管理者候補の審査要領」に基づき行いました。

7. 応募団体の欠格事項等

指定管理者を選定するにあたり、団体等が応募者となることができない場合（欠格事項）を次のとおり定めました。

- ・法律行為を行う能力を有しない者であること。
- ・破産者で復権を得ない者であること。
- ・国税及び地方税等を滞納している者であること。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）により更生又は再生手続きをしている者であること。
- ・地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2、第142条（同法第166条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者であること。
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同法施行令第167条の11第1項の規定により準用する場合も含む。）により、市の執行機関における一般競争入札等の参加を制限されている者であること。
- ・大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領第2条により、募集開始時点で市の執行機関における一般競争参加停止及び指名停止の措置を受けている者であること。
- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項により、2年以内に指定管理者の指定を取り消された者であること。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っている者であること又は団体等の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員であること。
- ・大和市暴力団排除条例(平成23年条例第4号)第2条第5項に掲げる暴力団経営支配法人等であること。
- ・2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受け、その後の必要な措置の実施について労働基準監督署に報告をしていない者であること。
- ・共同事業体の場合には、構成する団体のいずれかが以上の条件に該当すること、又は応募時に「共同事業体協定書」を提出できないこと、若しくは選定後協定締結時までに代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することができないこと。

8. 一次審査

一次審査については、次の書類の提出を求め、内容を確認しました。

- (1) 指定管理者指定申込書
- (2) 定款等(最新のもの)
- (3) 登記簿謄本(申し込み日前6ヶ月以内)
- (4) 申請団体の収支予算書及び事業計画書(最新のもの)
- (5) 申請団体の収支決算書及び事業報告書(最新のもの)
- (6) 企画提案書
- (7) 収支予算書(年度毎)
- (8) 団体の財産目録又は貸借対照表及び損益計算書(最新のもの)
- (9) 管理運営費見積書(予算書を補完する資料として必要に応じて提出)
- (10) 団体の概要がわかるもの(団体の活動実績及び経営状況を証明する書類等)
- (11) 国税・都道府県税・市町村税のうち、納税義務を負うものに係る納税証明書又は未納が無いことの証明書(徴収猶予を受けている場合を除く)(最新のもの)
- (12) 理事・評議員及び役員等(実質的に経営に関与するものを含む)の名簿
- (13) 欠格事項に関する申立書
- (14) 共同事業体による応募の場合の必要書類(協定書、委任状、構成員名簿等)

9. 二次審査

審査の基準は100点を満点とし、5基準、15項目からなる26の視点毎に配分しています。具体的な審査内容と各委員の評価点は、添付資料2のとおりです。

10. 審査結果

審査の結果、次のように指定管理者候補及び指定管理者次点候補を選定しました。

- ・指定管理者候補：シンコースポーツ株式会社
(東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号)
- ・指定管理者次点候補：株式会社ギオン
(神奈川県相模原市中央区南橋本一丁目5番1号)

つきみ野I号公園等の指定管理者候補の審査要領

つきみ野I号公園等の指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)における、指定管理者候補の選定のための審査方法、審査基準等について必要な事項を定めるものとする。

1. 審査方法

申込団体のうち、一次審査に合格した団体について、選定委員会による二次審査を実施し、指定管理者候補の選定を行う。

2. 一次審査

(1) 審査形式

書類審査

(2) 審査内容

① 募集要項又は申込要項で示す応募資格等を次の書類により審査する。

- ア. 定款(寄附行為等を含む)(最新のもの)
- イ. 登記簿謄本(申込み日前6ヶ月以内)
- ウ. 申込団体の収支予算書・事業計画書(最新のもの)
- エ. 申込団体の収支決算書・事業報告書(最新のもの)
- オ. 財産目録又は貸借対照表及び損益計算書
- カ. 理事、評議員及び役員等(実質的に経営に関与するものを含む)の名簿
- キ. 団体の概要がわかるもの(団体の活動実績及び経営状況を証明する書類等)
- ク. 欠格事項に関する申立書
- ケ. 国税・都道府県税・市町村税のうち、納税義務を負うものに係る納税証明書又は未納が無いことの証明書(徴収猶予を受けている場合を除く)(最新のもの)
- コ. 共同事業体による応募の場合の必要書類(協定書、委任状、構成員名簿等)

② 管理内容を次の書類により審査する。

- ア. 管理業務に関する企画提案書
- イ. 管理業務に関する収支予算書(年度ごと)
- ウ. 管理運営費見積書
- エ. その他

(3) 失格基準

次のときには失格とする。

- ① 募集要項又は申込要項で示す応募資格等を満たさない場合。
- ② 管理内容が仕様書等で示す要求水準を満たしていないことが明らかな場合。
- ③ 指定管理料が市の指定する上限額を上回っている場合。

3. 二次審査

(1) 審査形式

面接審査（プレゼンテーション形式）

(2) 審査内容

① 評価項目

「つきみ野Ⅰ号公園等の指定管理者候補の審査に係る評価表（別表Ⅰ）」で定める項目により評価する。

② 配点

別表Ⅰで定める配点とし、100点（11項目×5点、15項目×3点）を満点とする。

③ 最低基準点

63点（11項目×3点（標準点）、15項目×2点（標準点））

(3) 審査方法

① 評価点

各委員の採点結果を合計した点を評価点とする。

② 失格基準点

最低基準点に評価者の人数を乗じたものを失格基準点とし、その点数以上の評価点を得た申込団体を審査の対象とする。ただし、最低基準点以上の評価を行った評価者の人数が、過半数に満たない申込団体は、審査の対象から除外する。

③ 候補者の選定

評価点を基に、指定管理の候補者としての順位付けを行い、候補者として最も適当な団体を選定する。申込団体が1団体の場合も同様とする。

なお、全ての申込団体が(3)②で定める失格基準点未満の場合は、指定管理の候補者としての適否について審査する。

④ 同点の場合

同点の者を対象とした決選投票又は会長裁決により決定する。

⑤ 次点者の再選定

指定管理者となるべき団体として選定された申込団体が、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき又は新たに判明した事実により、施設の管理を行うことが不適当であると認められたときは、(3)②で定める失格基準点以上の評価点を得た申込団体で、順位が次位にある申込団体を、指定管理の候補者として最も適当な団体として再選定する。

なお、順位が次位以下にある申込団体が(3)②で定める失格基準点に達しない場合は、指定管理の候補者としての適否について審査する。

附則

この要領は、令和7年7月15日から施行する。

つきみ野1号公園等の指定管理者候補の審査に係る評価点一覧

選定基準		審 査 基 準		配 点	シンコースポーツ株式会社									株式会社ギオン								
		項 目（15）	視 点		委員①	委員②	委員③	委員④	委員⑤	委員⑥	委員⑦	委員⑧	委員⑨	委員①	委員②	委員③	委員④	委員⑤	委員⑥	委員⑦	委員⑧	委員⑨
施設を利用又は使用する者に対し、平等な利用又はサービスの向上が図られるものであること （24点）	1. 施設利用者や使用者の平等利用の確保に対する考え方について	（1）施設の利用又は使用条件の考え方が妥当なものとなっているか	24	5	4	5	3	5	3	5	4	5	4	3	4	3	4	3	4	3	4	
		（2）利用等の承認又は承認取消しの考え方が妥当か		4	4	5	3	5	3	4	4	5	4	4	4	3	5	3	4	4	4	
		（3）苦情処理体制が確立されているか		2	2	3	2	3	2	2	2	3	3	3	2	2	3	3	2	2	3	
	2. サービス向上の取り組みについて	（4）利用者等に対する質の高いサービス提供のために、的確かつ継続的な取組みが図られているか		4	3	5	5	4	4	4	4	5	4	3	4	5	5	3	4	5	4	
		（5）サービスの評価及び利用者等の意見、要望への対応が図られているか		3	2	3	2	3	2	2	2	3	3	2	3	2	3	2	2	2	3	
		（6）地域のニーズに基づいた企画（事業）が図られているか		3	2	3	2	3	2	3	2	3	3	2	3	2	3	2	2	3	3	
施設の効用を最大限に発揮するものであること （5点）	3. 施設の特色を生かした事業計画について	（7）業務内容を理解し、施設の特色を生かした企画書案となっているか	5	5	4	5	3	5	3	4	4	5	4	4	4	4	5	3	4	3	5	
施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること （26点）	4. 関係法令の遵守について	（8）関係法令を遵守しているか	26	5	3	4	3	5	3	5	4	5	5	3	4	3	5	4	5	4	5	
		5. 施設の適切な維持及び管理について		（9）事故等の未然防止対策及び施設の保全に関する取り組みはあるか	5	4	4	3	4	4	5	4	5	5	4	4	3	5	4	4	4	5
		6. 施設運営の組織又は体制について		（10）理事又は役員の構成はどうか	3	3	3	2	3	2	3	2	3	3	2	3	2	2	2	3	2	3
		7. 管理に係る経費削減案について		（11）管理に係る経費削減の考え方はどうか	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		8. 効率的な経営について		（12）指定管理業務に要する経費の算出根拠は適切か	4	3	4	3	5	4	4	3	5	4	4	4	3	5	4	4	3	5
	（13）業務の効率化に向けた考えを持っているか			3	2	3	2	2	2	2	2	3	3	3	3	2	2	2	2	1	3	
施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること （35点）	9. 管理を安定して行う物的・人的能力について	（14）事業者の経営理念、方針、経営状況等について	35	5	4	4	3	5	3	4	5	5	5	4	4	3	5	3	4	3	5	
		（15）ISO規格（品質・環境）等について		3	2	3	2	3	1	1	2	1	3	2	3	2	3	1	1	2	1	
		（16）業務の引継ぎが円滑に行えるか		3	3	3	2	3	3	3	2	3	3	2	2	3	3	2	2	2	3	
	10. 人員の確保及び育成について	（17）選考方法、選考基準はどうか		3	3	3	2	3	2	3	2	3	3	2	2	2	2	3	3	1	3	
		（18）経験ある職員、責任者・指導的立場の職員の配置状況はどうか		3	2	3	2	3	2	3	3	3	3	2	2	2	3	3	3	2	3	
		（19）サービス水準の確保は適正か		3	2	3	2	2	2	2	3	3	3	2	2	2	2	2	3	2	3	
		（20）年間研修計画及び研修内容は適正か		3	2	3	2	3	2	2	2	3	3	3	3	2	3	2	2	2	3	
	11. 関連施設の受注・経営実績について	（21）関連施設の受注・経営実績はあるか		3	3	3	2	3	3	3	3	3	3	2	3	2	3	2	3	2	3	
		12. 資産規模・管理状況について		（22）資本金（基本財産）及び運用財産の管理状況は適正か	3	3	3	2	3	3	2	2	3	3	3	3	2	3	2	2	2	3
		13. 債権債務の状況について		（23）借入れの目的・規模・内容・償還計画はどうか	3	3	3	2	3	3	2	2	3	3	3	3	2	3	2	2	2	3
		14. 経営マネジメントについて		（24）人事管理、財務執行管理等についてはどうか	3	3	3	2	3	2	2	2	3	3	2	3	2	3	2	2	2	3
	その他 （10点）	15. 個人情報の保護及び情報公開に対する措置について		（25）個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）及び本市の情報公開条例に則しているか	10	5	4	5	3	5	4	5	5	5	5	4	5	3	5	3	5	3
（26）施設運営の透明性の確保はどうか			5	4		5	3	5	3	5	4	5	5	4	5	3	5	4	5	4	5	
合 計			100	94	77	94	65	94	70	84	76	96	92	74	84	66	92	68	79	67	92	
総合得点			900	750									714									
順 位				1	1	1	2	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2	
総合順位				1									2									